

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月22日

青森地方法務局五所川原支局 登記官 笹 館 浩 一

記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局五所川原支局登記係

手 続 番 号	表 題 部 所 有 者 不 明 土 地 に 係 る 所 在 事 項	地 目	地 積 ( m <sup>2</sup> )
4201-2026-0001	五所川原市大字飯詰字福泉 2 2 4 - 2	墓 地	2077
4201-2026-0002	五所川原市大字飯詰字福泉 2 2 5	墓 地	1563
4201-2026-0003	五所川原市大字飯詰字福泉 2 2 6 - 4	墓 地	1384